

11月14日(土)

於:Zoom 及び 静岡労政会館

秋のセミナー

コメンテータ：中澤 秀一 氏

①労働相談の現状と労働組合運動

河合利夫氏（静岡県評労働相談室室長）

3/12 から 10/23 までのコロナ関係労働相談件数は 96 件で、性別では男性 51、女性 45 でした。年齢では 60 歳以上が昨年は 8%でしたが 22%と激増でした。雇用形態では正規が 20 件、非正規が 70 件と 3 倍以上。企業規模では 100 人以下で 60%を占めていました。相談内容は、賃金、解雇・雇止め、労働時間、労働契約の順番でした。

今年の新型コロナウイルス感染症危機における、労働者からの相談に対して、労働組合組織がそれに見合った運動を展開したかが、現在問われています。組織内の労働組合員は組織で守られていますが、未組織の労働者は放置されているのが現状です。相談者の要求実現と組織化への一層の取り組みが、労働組合の地域組織も含めて重要です。

②浜松の労働相談の状況と労働組合の組織化

嶋田博氏（西部地区労連労働相談所所長）

西部地区労連・労働相談所は、毎週月曜日から金曜日の 14 時～18 時まで専門の相談員を配置して活動しています。浜松市内の企業で働く労働者からの相談が多く、しかも非正規労働者が圧倒的です。最近ではコロナ禍で自動車関連企業の派遣労働者から「雇い止め」相談が増加しています。

相談の解決方法として、個人加入のできる組合「JMITU・西部地域支部」を紹介します。そして団体交渉解を行い、解決をめざします。団体交渉に応じない企業も出てきています。不当労働行為として県労働委員会にあっせんを申請して解決をめざすことも行いました。

毎月 1 回の労働相談所会議を開きます。相談事例を報告し、「労基法違反かどうか」「団体交渉の是非」「弁護士依頼～裁判」等の議論をします。

③新しい情勢のもとにおける労働組合の研究

種本良彦氏（静岡県労働研究所理事）

労働組合の基本は、労働者（組合員）の要求実現です。職場討議に時間をかけ、仕事の実態、生活の状態を率直に出し合うことにより、要求獲得への切実さは強くなります。討議に際しての視点は、要求実現を阻んでいるもの（阻害要因）は何か、①企業内における阻害要因、②企業外における阻害要因、③主体的阻害要因（労働組合の問題点）を分析し、阻害要因を摘出することです。

新型コロナ問題を契機に、非正規労働者の要求を組織し、組合加入によって非正規労働者の要求を実現する可能性があります。つまり、組織拡大の条件がここにあることを意識して組織戦略を組み立てる必要があります。

要求・課題解決の手段や方法を職場の内側から見るのではなく、企業の外から見ることにより、あたらしい発見があります。最低賃金闘争や公契約運動は、いわゆる外からの規制により賃金を引き上げる運動です。大事なことは、非正規労働者の賃金が改善されることは、正規労働者の賃金引き上げの環境整備に効果的であるということです。したがって、企業内正規労働者及び当該労働組合の問題として理解し、最低賃金闘争に取り組む必要があります。

地区労連が労働相談員を養成し、労働相談活動対応の整備をおこなうことが早急な課題です。

新型コロナ問題で明らかになったことは、労働運動と社会運動は密接に繋がっているということです。つまり、労働組合は労使問題に基礎を置きながら国民運動、社会運動にもっと力を入れる必要があります。今日の情勢は、それを求めています。これが新しい情勢のもとにおける労働組合の社会的役割です。

*連絡先：〒420-0851 静岡市葵区黒金町 55 番地 静岡交通ビル 3 階（静岡県評内）

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>